

# 農委広報

# しらたか

2016年1月

編集発行  
白鷹町農業委員会



## 仲間同士 和気あいあい「ポケットファーム」

代表：紺野 桂馬 さん

中山間地域である萩野地区で、仲間と畑を耕している若者達があります。

最初は2人から始まり、次第に人数が増え、今では6～7人のメンバーがいるそうです。

アスパラ、ねぎ、キャベツのほか、数種類の野菜を栽培し、直売所などに出荷しています。

それぞれに、農業ではない職業についており、また会社に勤務しているため、休日と早朝に作業しています。大規模農業はできないので、小規模農場ということから「ポケットファーム」と名付けたそうです。売り上げは、皆で酒を飲むと消えていくそうです。

中秋の早朝にもかかわらず、明るい笑顔で、肩を張らずに爽やかに話す彼らの姿に、中山間地域の農地を守る、ひとつのかたちを見たように思いました。

彼らの交わす一献、また一献に地域の未来が蓄積されていくことと思います。

(広報部会長 川部 忠弥)

# 年頭のごあいさつ



第20期  
白鷹町農業委員会  
会長  
樋口 太一

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、平成25・26年の豪雨災害の被災農地、農業施設の復旧が進んだ一方で、春先からお盆前まで高温少雨の状態が続き、水不足の懸念も一部にありました。農作物は順調な生育を見せましたが、しかし、お盆過ぎには一転、低温、日照不足の天候となり心配されましたが、作況指数は102となり、収量・品質共に良い出来秋を迎えました。また、経営所得安定対策実施に伴い、飼料用米、加工用米による転作目標を達成する反面、米価の概算金は少し持ち直しました。しかし、依然として生産費を下回る価格であり、農家経済はもろろのこと地域経済の低下が続い

ています。

TPP交渉が10月に大筋合意され、農業分野については乳製品、牛肉など重要5品目を含め、大幅な市場開放を迫られ衝撃と不安が走りまわりました。11月下旬に政府与党は、国内対策・関連政策を決定し、農業者の不安払拭、成長産業化を図ろうとしています。合意内容が農業に与える影響を精査し、国会決議の整合性を国会の場で十分審議し、詳細な情報開示を行うよう求めたいと思います。

昨今、地方創生が叫ばれていますが、地方の活性化は、基幹産業としての農業の再建と商工業におけるバランスのとれた安定雇用と所得の向上にあります。今後の具体的な施策を注視していきたいと思っています。

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が8月に成立し平成28年4月1日から施行されます。農業委員会制度が公選制から首長の任命制になり、農地利用最適化推進委員の新設等の改正がなされます。農業委員会としても、担い手育成、優良農地の確保、耕作放棄地対策などの課題に対し、農地・パトロールの実施や皆様のご意見を拝聴しながら、関係行政機関に意見を提出し、活力ある農業・農村を目指し、委員一同活動して参りたいと考えています。

町民の皆様には、本年が佳き年でありますよう、衷心よりご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。

**本年もどうぞ  
よろしくお願ひします**

農業委員一同（議席番号順）

山川 孝治	丸川 まき子
大木 光明	後藤 伸一
梅津 喜一	紺野 清一
五十嵐 清美	長谷川 新悦
村上 浩康	船山 博夫
川部 忠弥	小林 周一
沼澤 久章	樋口 一彦
中川 剛	樋口 太一

**ありがとう**

**ございました**

農業委員として活躍され、この度、退任された方々です。

本町農業の振興・発展のためご尽力を賜りました。厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようお願いいたします。

児玉 源太郎さん 梅津 康子さん  
土屋 明美さん

「平成28年度白鷹町農業農村  
振興施策に関する建議」  
を提出



農業委員会は、農業者の代表機関として、農家の生活向上と農村地域振興を旨とし、現場の声を町制に反映させるため、10月30日に「白鷹町農業農村振興施策に関する建議」を町長に提出しました。本年の要望事項は次のとおりです。  
(抜粋)

1. TPPに対する対応について

生産者の理解を得るとともに国内対策予算を確保するよう、国に対して要請していただきたい。

2. 米価低迷に伴う農業経営について

農業者が営農意欲を失うことなく稲作経営を維持できるような経営所得安定対策を国に対して要請していただきたい。

3. 担い手育成・確保と支援の確立について

新規就農者の受け入れ態勢・助成の充実、担い手農業者の親元就農に対して、計画的かつ継続的な施策を行っていただきたい。

4. 農地中間管理事業について

農地所有者の意向や地域の実情に沿った支援制度の拡充について国へ働きかけを行うとともに、畑地の基盤整備事業と農地中間管理事業の連携推進について国県に働きかけを行っていただきたい。また、一層の周知活動に努め、計画的、効果的に事業を推進していただきたい。

5. 地域の特性を生かした農業について

農業生産の効率化を図るとともにオール白鷹での生産の組織化、作付地の団地化等を推進していただきたい。また、農業・農村の持つ多面的な機能の維持・増進を図っていただきたい。

6. 地産地消・食育について

地産地消の推進を図るため、消費者と生産者の交流や体験活動等を実施していただきたい。また、学校給食において地元産農畜産物の活用をより一層推進する施策を検討していただきたい。

7. 農業委員選出方法の配慮について

農業委員が現場で活動し成果を得るためには、地域の「代表」として信任を得ていることが不可欠であるため、現行の取り組みに留意し、地域からの推薦を基礎としながら、地域間の委員数に隔たりのない選任を行っていただきたい。

平成27年度  
山形県農業委員大会



平成27年度山形県農業委員大会が10月30日、天童市民文化会館において開催され、県内農業委員ら約700名が参加しました。

大会に先立ち、農業委員憲章を当町樋口太一会長の朗唱に続き、唱和しました。

大会では、新たな「基本計画」を実現する農政の確立に向けた政策提案のほか、TPPに関する要請決議など、4議案を採択しました。

農者と  
農振部会  
座談会



みやべ たけし  
宮部 壮司 さん

福岡県出身、中山在住。32歳。  
今年4月に独立。ミニトマト(ハウス)と丸ナスやキャベツ(露地)を栽培。



にいの えいさ  
新野 詠幾 さん

白鷹町出身、広野在住。25歳。  
今年9月に独立。ミニトマト(ハウス)を主に、他は露地野菜を栽培。

農業後継者が極めて少なく、農業情勢も厳しさを増す中、今後の白鷹町の農業をどう考えていけばいいのかが、農振部会の度重なる話し合いの中で『少ないながらも、白鷹町で新規に農業に取り組もうとしている新規就農者、特に若い方々の声を直接聞きたい』ということで、関係者のご協力のもと、6月25日、深山のどか村にて4人の若手農業者に参加していただき、座談会を開催しました。

「どこで白鷹町をお知りになりましたか？」

宮部さん 南東北で農業をやりたいくて、東京で開かれていた新農業人フェアに行き、各県(ブース)を回りました。山形県のブースで野菜を作りたいと言ったら、白鷹町はトマトや野菜をしっかりと作っていて、どりいむ農園という直売所もあると説明され、そこで初めて白鷹町を知りました。

新野さん 白鷹出身ですが、関東で仕事をしていました。

田代さん もともと農業がしたくて、大阪で開催していた新農業人フェアに行きました。各ブースを見て回った中で、山形県が力の入れ具合がしっかりしていると感じました。長期研修を希望した際に、紺野さん(紺野農園・紺野伊久雄氏)を紹介してもらい、白鷹を知りました。

鈴木さん やまがた農業支援センターで、白鷹の紺野伊久雄さんが研修の受入れをしていると紹介していただきました。父方の実家が南陽にあり、小さい頃、あゆ茶屋に連れて来てもらいました。改めて白鷹に来て、懐かしい気持ちになりました。

「なぜ白鷹町で農業を始めようと思ったのですか？」

宮部さん どりいむ農園という販売力のある直売所があり、ミニトマト組合という地域のまとまり、販売面での環境が揃っていると思ったからです。中山に住んだのは、立地的に作物に良さそうと思いました。

新野さん 白鷹に帰ってくることにになり、自分で何か始めたい、自然相手にする商売が良いなと思いました。もうひとつは、高齢化で農業人口が減っている中で、活路があるんじゃないかと。ミニトマトを作ろうと決めたのは、祖母の作るミニトマトの味が忘れられなくて、それを人々に届けられたらなあという思いからです。

田代さん 研修で受け入れてもらい、暮らしていくうちに白鷹を気に入りました。紺野さんに親切にもらったのも大きかったと思います。

鈴木さん 研修生を受け入れてくれる環境があったからです。販売面でも、どりいむ農園直売所がすぐ近くにあり、充実していて良いなと思いました。

# 新規就農委員による

## 「白鷹町の魅力はどこ(何)ですか？」

宮部さん 四季。季節がはっきりして、気候や自然を直に感じられるところですね。

新野さん 夏の間、夜の気温がぐつと下がるのが作物を栽培するうえで良い作用をもたらすと思います。また、人々の良さ、気さくなところも魅力のひとつだと思います。

田代さん 農業の面では、見本になる先輩がいること。地域の面では、地元のお祭りのお獅子に入れてもらったり、地域行事などで、周りの人たちと知り合っ、いろいろなことを教えてもらったり、そういう交流が楽しいです。

鈴木さん ざっくり、自然というか…。



鈴木 康太さん

神奈川県出身、畔藤在住。31歳。今年4月からハウスを借りてミニトマトを栽培。



田代 良さん

大阪府出身、畔藤在住。31歳。平成26年にハウスを建て、ミニトマトを栽培。

農作業して、しんどい時とかにふつと空を見たり山を見たりすると、すごくいいなあと思う時があります。それを一人だけじゃなくて、もう一人誰かと…(笑)。

## 「将来の目標は？」

宮部さん 白鷹で一番おいしいミニトマトを作ること。

新野さん 人並みの生活ができるようなレベルになること。新規就農しても、同年代の給料くらいは稼げるんだよっていう見本になればいいなと思います。

田代さん 自信をもって出せるトマトを安定して作れるようになること。栽培記録を細かくつけて、もうちょつと経験積まないとなあと思っています。長い間、紺野農園で研修させてもらったので、そこで教えてもらったことを活かしたいと思います。

鈴木さん 私がこうして農業をやっているのも、今まで手助けしてくださったかたのおかげなので、今後農業をやりたい人がいる限り、自分も人を手助けできるような農家になりたいと思います。

意欲ある担い手の育成と確保は農業委員の大きな役割です。

今回の座談会で、若手4人の、農業で自立したいという熱意と、白鷹町人になる決意を強く感じ、頼もしく思いました。

私たち農業委員は、地域農業の維持発展のため頑張っている新規・親元就農者にとのようなお手伝いができるか検討する必要があります。

元気な農業を営み、活力ある農村地域づくりを実践する彼らの将来が楽しみです。

(農振部会長 樋口一彦)



ここが変わる!

# 農委、農地制度

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が8月28日に成立し、9月4日に公布されました。

これにより、改正農業委員会法については平成28年4月1日から施行されます。主な変更点は次のとおりです。

## 1 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

これまで農業委員会は、農地法等許認可事務のほかに、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていました。今回の法改正で当然に「行う」ことが定められました。

許認可事務だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが、より強固に位置づけられました。

## 2 農業委員の選出方法が変わります

1. 公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。
2. 区域内に認定農業者が少ない場合を除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます。
3. 年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。女性や青年の登用に向けた機運を高めることが急務となります。

## 3 農地利用最適化推進委員が設置されます

1. 農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します。
2. 推進委員は農業委員会の総会、部会に出席し、意見を述べることができます。

## 4 「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出が責務になります

農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所は「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について具体的な意見を提出「しなければならない」こととなりました。

## 5 農業委員会ネットワーク機構の整備

これまで農業委員会系統組織として活動してきた都道府県農業会議や全国農業会議所については、「農業委員会ネットワーク機構」として位置づけられ、支援組織としての機能が強化されます。

## 6 農地制度も改正されます

農業の6次産業化を進めるため、農業生産法人制度や農地転用制度が変更されます。

詳しくは…白鷹町農業委員会 **85-6128**へ お問い合わせください

ちょっと  
待って!!

# 農地の移動や転用等は許可が必要です

農地を売ったり買ったり、貸したり借りたりする場合や、農地を農地以外で利用する場合には、特別な場合を除き、事前に農地法に基づく許可を受ける必要があります。

この許可を受けずに売買等をして代金を支払ったとしても、所有権移転等の登記はできませんし、罰せられることがあります。

## ? 農地の移動Q&A

Q 農地の移動とはどのようなことですか？

農地を農地として「売る」「買う」「貸す」「借りる」「譲る」「交換する」ことです。

Q 農地の権利を取得する（買う、借りる）にはどうしたら良いですか？

農地法第3条の許可が必要です。ただし、農地取得後の農地面積が30a以上なければ、許可できません。また、所有農地に耕作放棄地がある場合も許可できませんので、事前に農業委員会にご相談ください。

贈与や、交換の場合などにも許可が必要となりますので、農地を取得、または譲渡される場合は農業委員会にお尋ねください。

Q 農業をやめて、農地を貸したり、売りたいのですが、どうすればいいですか？

お住まいの地域の農業委員や農業委員会にご相談ください。

許可申請書等の締切日

**毎月10日です。**

土日祝の場合は、翌開庁日となります。

農地を転用する前に

農用地区域内農地の転用は原則として認められません。転用する場合には農用地区域内からの除外手続き(申請)が必要です。申請の受付は**3月と9月**のみとなります。

→詳しくは 産業振興課 農業振興係 **85-6127** へ

## ? 農地の転用等Q&A

Q 農地の転用とはどのようなことですか？

農地を農地以外の土地にすることです。具体的には、住宅・資材置き場・駐車場等の用地に転換することで、事前に許可が必要になります。

Q 自己所有の農地を宅地にしたいのですが、許可は必要ですか？

自己所有であっても、ご家族の所有であっても、農地法第4条の許可が必要です。

Q 許可なく転用(無断転用)した場合、どうなりますか？

農地法に違反することとなり、工事の中止または現状回復、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下)が課せられることがあります。

Q 農業用作業小屋を建てる場合にも許可が必要ですか？

自己所有の2a未満の農地を農業用施設(農作業小屋・堆肥舎など)に転用する場合は、許可は不要ですが「許可不要転用届」の提出が必要です。



しっかり積み立て  
がっちりサポート

# 農業者年金

国が支える。安心が大きくなる  
担い手積立年金  
「担い手積立年金」は農業者年金の別称です

に加入しましょう

## ★農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している60歳未満の人であれば農地を所有していなくても加入することができます。

## ★少子高齢化に強い年金です

自ら積み立てた保険料とその運用実績によって受給額が決まります。



## ★保険料の額を自由に決められます

毎月の保険料は2万円が基本ですが最高6万7千円まで1千円単位で選択できます。経営状況や老後の設計に応じて設定、いつでも見直しができます。

## ★終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずだった年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

## ★公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

保険料は全額が所得税の社会保険料控除の対象となります。また、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。

## ★意欲ある担い手には保険料の助成があります

認定農業者等、一定の要件を備えた担い手に対し保険料の助成があり、経営継承をすれば特例付加年金として助成も受給できます。



## 農業者年金《経営移譲年金》の受給者の方は

大切な年金が支給停止事由に該当しないように、  
土地の権利移動や転用などの際は事前に農業委員会に相談してください。

### 【広報部会】

部会長	川部 忠弥
副部会長	船山 博夫
委員	山川 孝治
	大木 光明
	後藤 伸一
	梅津 喜一
	紺野 清一
	五十嵐 清美

《広報部会長 川部忠弥》

TPP大筋合意、農業委員会改変と、またも農業を取り巻く環境が大きく変わるうとしています。農業者の思いとかけ離れて進む現状を見る時、許してはならないと思います。そのような中でも、それぞれの思いで様々な農業の在り方を模索し取り組んでおられる方も少なくありません。農業に対する思いやそのやり方は、数えれば切りがありません。農業には定まった形と言つのが無いので、その分、未知の夢と希望も有るのではないかと思います。更には、人々の結びつきも誘発し、地域を守り続けてくれます。芽生えた芽は皆で育み、大樹に多くの実を实らせたいものです。発行するにあたり、ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

編集後記